

転 倒 災 害 発 生 状 況

令和8年5月7日集計

	区 分	労 働 災 害 発 生 状 況 (休業4日以上)	転 倒 災 害 発 生 状 況 (休業4日以上)	比 率 (%)	備 考
業 種					
全産業計(除鉱山法適用)		1 213	77	36.2	
製 造 業	食 料 品	7	2	28.6	
	織 維 ・ 衣 服	1			
	木 材 ・ 木 製 品	4	1	25.0	
	家 具 ・ 装 備 品	1			
	パルプ・紙・紙製品・印刷・製本	2	2	100.0	
	化 学	4			
	窯 業 ・ 土 石	2	1	50.0	
	鉄 鋼 ・ 非 鉄	2			
	金 属 製 品	1			
	機 械 器 具	3	1	33.3	
	そ の 他 の 製 造 業	3	2	66.7	
	小 計	30	9	30.0	
鉱 業		1			
建 設 業	土 木	1 9	1	11.1	
	木 造 建 築	2	1	50.0	
	そ の 他 の 建 築	11			
	そ の 他	6	3	50.0	
	小 計	28	5	17.9	
運 交 通	道 路 貨 物 運 送	15	1	6.7	
	そ の 他 の 運 輸	3			
林 業	伐 木 ・ 搬 出	1			
	造 林 ・ そ の 他 の 林 業	5			
	小 計	6	0		
第 三 次 産 業	小 売 業	24	10	41.7	
	社 会 福 祉 施 設	37	19	51.4	
	飲 食 店	5	3	60.0	
	そ の 他 の 第 三 次 産 業	59	28	47.5	
	小 計	125	60	48.0	
そ の 他		5	2	40.0	

注1:表中の丸付数字は死亡者数で内数。

注2:第三次産業とは、全産業のうち、製造業、鉱業、建設業、運輸交通業、貨物取扱業、農林業、畜産・水産業を除くもの。

注3:その他とは、貨物取扱業、農業、畜産・水産業。